

クリーニングに出したあなたのその服、問題ありませんか？

トラブル防止のために衣類の受け渡しの際には、衣類の状態をよく確認しましょう。



■相談事例 相談者 70代 女性

3か月前に礼服をクリーニングに出した際、特殊なボタンがついているので特別な処理を頼んだ。その後、礼服を受け取ったが、しばらく着ないで置いておいた。最近法事があり礼服を取り出したところ、ボタンが一つ壊れていたため、クリーニング店に苦情を申し出た。しかし、受け取りから1か月以内しか補償しないと言われた。

■アドバイス

- クリーニングに関する相談として、シミ、変色、破損等が寄せられます。衣類は着用、クリーニングする度に徐々に劣化します。クリーニングトラブルは、複数の要素が重なって発生することが多く、原因や責任の特定が困難です。クリーニングに出すとき、受けとるときには、必ず衣類の状態を店側と一緒に確認しましょう。
- クリーニング業界では、トラブル解決のために「クリーニング事故賠償基準」を作成していますが、この基準はSマークやLDマークのある店舗に適用されます。独自の基準を設けている店もあります。利用する店舗のルールを確認することも大切です。
- ※Sマーク（「クリーニング業に関する標準営業約款」の登録店）
- ※LDマーク（クリーニング生活衛生同業組合の加盟店）

～「通話録音装置」を無料で貸し出しています～

振り込め詐欺や悪質商法の被害を防止するため、警告メッセージアナウンス機能や、自動通話録音機能のある「通話録音装置」を貸し出しています。利用希望の方は、お問い合わせください。

- ◆対象者
- ①高齢者（65歳以上）のみの世帯の方
 - ②昼間、高齢者のみが在宅する世帯の方
 - ③その他貸し出しが必要と認められる方

- ▼問い合わせ先
- 小諸市消費生活センター（市民課市民係内）
☎31-5100（消費者相談専用）



消費生活の情報も小諸図書館で！

5月の消費者月間に合わせて、市立小諸図書館で企画展示（5月2日～6月1日）を行います。消費生活に役立つ情報をご案内していますので、ぜひ、お立ち寄りください。

▼相談窓口

- ・小諸市消費生活センター（市民課市民係内）
☎31-5100（消費者相談専用）
- ・長野県東信消費生活センター
☎0268-27-8517
- ・消費者ホットライン
☎188



長野県消費生活センター 啓発キャラクター
もシカッチ

5月12日(木)～18日(水)
「民生委員・児童委員の日」
活動強化週間

小諸市では、109人の民生・児童委員の皆さんが、地域福祉の担い手として活動しています。

民生・児童委員は『広げよう地域に根ざした思いやり』を行動宣言に掲げ「安心して住み続けることのできる地域社会づくり」のために、多くの関係機関と連携し、さまざまな取組みを推進しています。

■民生・児童委員行動宣言

- ①安心して住み続けることができる地域社会づくりに貢献します。
- ②地域社会での孤立・孤独をなくす運動を提案し、行動します。
- ③児童虐待や犯罪被害などから子どもを守る取組みを進めます。
- ④多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に粘り強く接し、地域社会とのつなぎ役を務めます。
- ⑤日頃の活動を生かし、災害時に要援護者の安否確認を行います。

▼問い合わせ先

厚生課 保護社会係